時事新報

第二千六百七號
明治廿三年三月廿八日　金曜日
舊曆庚寅二月八日（戊申）
日　出午前五時三十五分　入午後五時五十八分
月　出午前十時二十二分　入午前零時二十六分
滿潮　午前十時零三分　午後十時二十六分
（西曆一千八百九十年）

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

鐵道株と整理公債證書

目下商工業社會の慘狀は何れにしても政府の筋より救濟の手段を施し一時の急を免かるゝとして扨その後に至り諸會社の運命如何を案ずるに千差萬別の事業に榮えるものもあらん衰ふるものもあらん何れを得とし何れを失とするは人智の及ぶ所にあらざれども世間の財產家にして後世子孫の爲めに家道の安全を謀るには鐵道會社の株主たるに若くものなしと我輩は今日に至るまでも敢て持論を變せざる者なり近年會社熱の流行に從ひ鐵道株も或は投機者の手に落ちて價格の昇降甚だしきものあるが如くなれども元來その性質たるや廣く日本國民を相手にして政事上の治亂に拘はらず人間必要の運輸交通を司どる商賣なれば日本に人の種のあらん限りは鐵道の不用に屬することはなかる可し斯くまでに大丈夫なる營業にてありながら其株主と爲りて利益の配分を取るに心配もなく手數も少なしとあれば其利益は固より多からんことを望む可らず例へば世に財產の堅固なる富豪と稱する家には日常活潑の商業を營む其傍に子孫安全の爲めとて利益の極めて薄きを承知しながら田園を所有する者多し故に今後は鐵道の株式も凡そ此田園の例に倣ひ收入は薄けれども堅固なりとて次第に富豪家の財產と爲り又は其所有に心配少なしとて商機に不案內なる田舍の富豪醫師學者孤兒寡婦などの手に歸することなる可し人心の赴く所斯の如くなるときは鐵道事業に付き何ほどの利益あるも其利益の割合に株式の價を高くして詰り株主に奇利はある可らず既に唯今にても日本鐵道會社の株式は稍や此趣を生じ其價の高き割合に實は割しからずと云ふ即ち鐵道株が投機者の手を離るゝの日にして誠に目出度き商況なれば自今以後これを買ふ者は全く投機の念を絕ち鐵道は利益の割合に價の高きものなり其利益は田畑山林に比して略相同じと雖も唯これを所有するに心配少なしとのみ覺悟して後に大なる失望なかる可し

方今世間に整理公債證書を所有する者多しと雖も我輩の所見にては利益の安全なるものと認るを得ず年五分の利子、既に甚だ低き其上に一旦の機に市場の變を生ずるときは百圓の價を落して五六十圓に至らしむるは決して珍らしからず先年七分利付の金祿公債證書が六十圓臺に下りたることあり其割合にすれば劇變の際には整理も四十圓臺に下りて下る可らざるものに非ざるを知る可し或は世人の之を所有するは機變を恐れながらも下落の機を見れば直に賣拔けんとの心算ならんかなれども畢竟無益の考たるに過ぎず市價の將さに下落せんとするに臨み人より先きに賣拔けんとするは相撲の打出し、芝居のはねに人より先きに木戸を出でんとするに異ならず滿場の人心みな同じと雖も千人中の九百九十八は後れざるを得ず故に公債證書下落の時にも能く本直に賣拔る者は千人中の二人にして殘る九百九十八は安直の木戸の內に茫然たる可きのみ斯くまでに明白なる利害にも拘はらず整理公債證書が百圓の價を維持するとは何ぞや自から理由の存するものあり第一諸銀行その他政府に緣ある商人等が種々の事に關して保證を納るに公債證書なれば至極通用宜しくして自家の商賣上に自から利する所あるが故に公債證書その物の價を論ずるに遑あらず間接の利益の爲に高價を以て之を買ふの要用あればなり第二整理公債證書を抵當にすれば日本銀行より金を借用すると易きが故に金融を本務とする銀行又は商人等は五分利の公債證書を抱て不利なるは双露盤上に明白なれども日本銀行の抵當のみを目的にして手元に所有せざるを得ず又これを所有して實際に利益ある其概算を示さんに爰に十萬圓の整理公債を所有すれば五分の利子一箇年に五千圓を得べし迚も割りに合はざることなれども之を抵當にして日本銀行より九萬五千圓を借用し其九萬五千圓を日步四錢（時としては五錢もあり又時としては三錢もある可し）に貸付れば一年一割四分四厘の利子に當り九萬五千圓に對して一萬三千六百八十圓を得べし之に公債證書の利子五千圓を加ふれば一萬八千六百八十圓なり此內より日本銀行へ借用金九萬五千圓に付年七分の利子六千六百五十圓を拂ひ殘一萬二千零三十圓の手取りたる可し即ち十萬圓の資本に一割二分餘の利子を得るのみならず金融の緩急に從ひ緩なる時は日本銀行に返し急なる時は直に借用す可ければ用意の爲め手元に資金を閑却せしむるの要なし金融上の便利この上もある可らず或は又公債證書の下落するときには危險なるが如くなれども百圓のものを抵當にして九十五圓に通用したることなれば萬一の場合には五分の損亡と覺悟して其抵當品を日本銀行に處分せしむ可きのみ恐るゝに足らず手取りの利益一萬二千零三十圓の內より五千圓を引去りて損亡に充るも尙は七千零三十圓の殘あり當年は不幸にして十萬圓の資本金が七分利に廻はりたりと觀念す可きのみ此邊の掛算なくしては金融の商賣は出來ざることゝ知る可し

右は今日金融社會の事情にして理財の才に富む者は整理公債證書を運轉して十分の利益あるが故に其利子の低きにも拘はらず之を百圓の價に買取り遂に時價の勢を成したることなれども前に云へる醫師學者田舍富豪又は舊藩士族の一類孤兒寡婦の輩は金融理財の事情を知らずして前年は公債證書に七分の利子を得たれ共今は之を取替へて五分に下りたりと云ふまでにして何等の思案もなく唯大切に五分利の整理公債證書を家に藏するか又は餘財あれば新に買入れ、要用の時には之を賣却して必ず百圓の價ありと信ずる者も多かる可し故に此種族の爲めを謀れば鐵道會社の確實なるものを擇び假令へ其利益の割合は整理公債の利子に比して厚薄なきも此れと彼れと取替るの工風こそ安全なる可し公債證書は商況の機變に從て忽ち元金を減ずるの恐れあれども鐵道の方には先づ以て其掛念少なしと云はざるを得ず況んや長き歲月の間には營業の繁昌に進むこともある可く退くことなきは諸外國の實例に照して明なるのみならず新設匆々の我鐵道に於ても之を見る可きに於てをや今日其利益の標準を整理公債證書に取て年五分と覺悟したらんには數年の後には自から望外の仕合もなきにあらざる可し

官報

〇作業及鐵道會計規則　去る二十二日の本欄に揭げたる作業及鐵道會計規則第二十四條中第十八條とあるは第二十一條の誤なりと昨日の官報に是正したり

朕陸地測量標條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿三年三月廿六日
內閣總理大臣伯爵山縣有朋
陸軍大臣伯爵大山巖

法律第二十三號

陸地測量標條例

第一條　本條例中測量標ト稱スルモノハ三角點標石、水準點標石、覘標、標杭、測旗、假杭トス〇第二條　陸地測量部ニ於テ宅地ニアラサル民有地ニ測量標ヲ設置スル爲メ敷地ヲ要スルトキハ所有者之ヲ拒ムコトヲ得ス又官有地第三種第一項第五項第六項第七項第八項ノ土地ニ在テハ所管廳ニ通知シテ之ヲ使用スルコトヲ得」官有地第二種第三種第二項第三項第四項第四種ノ土地及ヒ民有宅地內ト雖モ已ムヲ得サル場合ニ於テハ測旗假杭ニ限リ前項ニ準シテ之ヲ設置スルコトヲ得〇第三條　民有地ニ標石ヲ設置スルトキハ其敷地ヲ買上クヘシ但所有者ニ於テ其土地ヲ寄附シ又ハ借地料ヲ要セス永遠貸地トナサンコトヲ望ムトキハ格別トス〇第四條　民有地ニ覘標及ヒ標杭ヲ設置シタルトキハ宅地ニ在テハ相當ノ借地料ヲ給シ田畑鑛泉地ニ在テハ一箇年一坪ニ付金三錢其他ニ在テハ一錢ノ割ヲ以テ借地料ヲ給ス但所有者ニ於テ其土地ヲ寄附シ又ハ借地料ヲ要セス貸地トナサンコトヲ望ムトキハ格別トス〇第五條　測量主任官測量ノ爲メ官有地第二種第三種第二項第三項第四項第四種ノ土地及ヒ民有宅地內若クハ墻垣籬柵內ニ立入ラントスルトキハ先ツ其所管廳又ハ所有者ニ通知スヘシ但官有地第三種第一項第五項第六項第七項第八項ノ土地並宅地ニアラサル民有地及ヒ所有者又ハ管理人ノ所在遠隔スル田畑等ノ垣柵內ニ在テハ直ニ立入ルコトヲ得此場合ニ於テハ主任官タルノ證票ヲ携帶スヘシ〇第六條　官有地第三種第一項ノ土地及ヒ宅地ニアラサル民有地內ニ於テ測量施行ノ爲メ障碍トナル竹木ハ已ムヲ得サルモノニ限リ之ヲ伐除シ又樹上ニ覘標ヲ設置スルコトヲ得此場合ニ於テハ相當ノ補償ヲナスヘシ〇第七條　測量施行ノ爲メ墻垣籬柵等又ハ植物ヲ毀損シタルトキハ相當ノ補償ヲナスヘシ〇第八條　第三條ノ敷地買上料第四條ノ借地料及ヒ第六條第七條ノ補償金額ニ付所有者ト協議調ハサルトキハ市町村長ヲシテ之ヲ評定セシム」市町村長ノ評定ニ服セサル者ハ其評定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一箇月以內ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得〇第九條　標石ハ諸測量ノ基準點トシテ官民共ニ使用スルコトヲ得〇第十條　標石ヲ移轉シ若クハ毀壞シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス〇第十一條　覘標及ヒ標杭ヲ移轉シ若クハ毀壞シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス〇第十二條　測旗及ヒ假杭ヲ移轉シ若クハ毀壞シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス〇第十三條　過誤ニ由リ測量標ヲ毀壞シ又ハ之ニ瓦礫其他ノ雜物ヲ擲チ獸類ヲ繫キ

纜索ノ類ヲ懸ケ或ハ貼紙シ
タル者ハ五錢以上一圓九十五錢以下
十四條　本條例施行ノ細則
附則　第十五條　本條例中
ル地方ニ在テハ市町村長ノ
ヘシム

朕文官試驗委員官制ノ改正
ム

御名　御璽

明治廿三年三月廿六
內閣總理大臣
海軍
司法
大藏
陸軍
文部
遞信
外務
農商務

勅令第四十八號

文官試驗委員官制

第一條　高等試驗ヲ施行ス
及高等試驗委員ヲ置キ內閣
〇第二條　高等試驗委員長
大臣臨時各官廳ノ勅奏任官
シ奏請裁可ノ後內閣ニ於テ
驗委員長及高等試驗委員
圓以內ノ手當ヲ給ス〇第四
試驗委員ヲ監督シ高等試驗
ス〇第五條　高等試驗委員
屬シ其招集ニ應シ高等試驗
試驗ノ事務ニ關シ書記計算
置キ內閣ニ奉職スル判任官
普通試驗ヲ施行スル爲ニ各
ヲ普通試驗委員長及普通試
央官廳ノ普通試驗委員長及
ノ高等官ヨリ撰任スヘシ」
及普通試驗委員ハ長官其
官ヨリ撰任スヘシ〇第九條
驗委員ヲ監督シ普通試驗ニ
〇第十條　普通試驗委員ハ
シ其招集ニ應シ普通試驗ノ
試驗ノ事務ニ關シ書記計算
ヲ置キ各官廳ニ奉職スル判

朕臨時建築局ヲ廢シ其事務
ルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公

御名　御璽

明治二十三年三月廿六
內閣總理大臣

勅令第四十九號

臨時建築局ヲ廢シ其事務ハ
掌セシム

〇閣令第二號

明治二十年（十二月）閣令第
一奏任官ハ本則第三條ニ準
定ノ資格アル者又ハ第十
當ノ資格アリト認ムヘキ
藝ニ關スル證書ノ寫身分
等試驗委員ノ銓衡ヲ經各
フヘシ

明治廿三年三月二十七
內閣

閣令第二號參照
閣令第二十八號（明治二十年十二月
第一項
一奏任官ハ本則第三條ニ準シ各種ノ
ハ第十七條ニ準シ其經歷ニ依リ相當
人ノ履歷學術技藝ニ關スル證書ノ
銓衡ヲ經テ各省大臣ヨリ奏聞ノ

雜報

〇獨逸新大宰相並に普國總
スマーク侯に代りたるカプ
年二月二十四日首都伯林に